

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|    |  |
|----|--|
| 1  | 定義の状態に関する情報を持ち合わせていないため。   |
| 2  | 少なくとも自所属の支部は時間中に組合活動を行っている事実はないが、他所属（他支部）の状況は分からない。この質問は意味がないのでは。  |
| 3  | これまでの実態を認識していないことから。   |
| 4  | 組合に入っていないため  |
| 5  | ルールに違反した活動を見たことがないが、全容を把握していない為。   |
| 6  | 関与していないから  |
| 7  | 非組合員の昇任が遅いのではないかと？組合員と非組合員の昇任に差があるのではないかと？   |
| 8  | 昔の労働組合は、職員の困っていることなどに相談・解決の手伝いをしてくれていたが、今は労働争議のことしかかかわっていないように思う。寄り添いという言葉は口にしても実際は何の役にも立ってくれない。執行委員の連絡先もわからず隠れているようにも見え、私は毎月の組合費に匹敵する仕事をしていないと思うのでやめました。  |
| 9  | 組合が何をどこでやっているか知らない。  |
| 10 | 適正かつ健全な関係が構築されているのか否か、自分自身で事実を確認したわけではないため   |
| 11 | 組合に所属していない   |
| 12 | 誰が組合活動をしているかなど知らないから   |
| 13 | 組合に加入していないから   |
| 14 | 上記のような、組合活動が優遇されるようなことはなくなったと思う。ただ、必要以上に組合を圧迫している気もするし、適正かつ健全な関係かはわからない。   |
| 15 | 労働組合に加入していないため、実態がわからない。   |
| 16 | 組合活動が行われていることを見ることがないため  |
| 17 | 個人的な身の回りで労使関係にかかわっての活動について目の当たりにすることがほぼないことと、この質問が「組合がキチンと規則を守っているか」の確認を問うように感じられるのに、労使の関係構築について選択肢が用意されていて、それで言うならば、例えば今コロナ禍での職員への過重労働など、「お互いがキチンと守っているのか」と問う質問でない不公平感があり、回答としては「わからない」と答えるしかない。                                |
| 18 | そもそもルールを知らないため、どのような状態かわかりません。   |
| 19 | 上記事案に直面したことがないため   |
| 20 | 勤務時間中の認められない組合活動←逆に認められる組合活動があるのか<br>許可を得ることなく庁舎内の会議室において←許可を出す場合があるのか<br>など、きちんと認められる手段があるのか、ただ組合活動はダメですよ。となっているのか実態を知らないため。  |
| 21 | 勤務時間中の組合活動は無く、時間外に組合側で会議室を確保して組合活動を実施していた。また、年次大会などは土曜日など休日に実施されていた。ただ、この内容とアンケート内容にあるような「市政に対する市民の信頼を確保し、法令等に則った労使間ルールが適正に履行されている状態」とは無関係と感じる。<br>他に挙げると、勤務時間外労働時間が部署により40時間を裕に超えるところがあり、人員不足をマンパワーで補っている気がする。職員をこき使っているように感じる。 |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|    |   |
|----|---|
| 22 | 上記のような、勤務時間中の組合活動や、庁内会議室の利用などの事例はなくなっていると思うが<br>組合役員等に対して、事前に様々な情報提供を求められたり、役員からの要望要請に関して、職制として便宜を図らざるをえない状況というのが、職務上発生しているのではないかと、という印象がある。    |
| 23 | 組合に未加入  |
| 24 | 現在接していない  |
| 25 | 上記抜粋を意識するような機会もない。  |
| 26 | 組織で組合活動しているひとが誰かわからないから   |
| 27 | 当担当の組合員は役員等の役職についておらず勤務時間中の組合活動は行っていないが、役員等が現在どのような活動をおこなっているのか、不明である。  |
| 28 | 組合に加入していないため  |
| 29 | 組合活動がどのように実施されているか把握していないため   |
| 30 | そもそも労働組合があることも知らないので答えようがない。  |
| 31 | 組合という組織そのものの存在がきうすで活動している様子が見えないし、昔に比べて大ぴらに時間中や会議室にて活動をすることができなくなっているとは思いますが具体的には不知である。   |
| 32 | 組合と直接接触する機会が少なくなり、まったく情報が無いため。  |
| 33 | 労使の関係は、対等が一番健全と思いますが、現状、よくなりつつあるのか、悪くなりつつあるのか、判断できない。<br>組合が異常に強かったころよりはまし。   |
| 34 | そのような実態があるかどうかを知らないから。  |
| 35 | 組合活動の状況を把握していない   |
| 36 | 「労働者」と「使用者」の関係は健全であることはわかるが、現在の状況が適正かどうかはわからない。   |
| 37 | 現在、組合活動等に関わっていないため、法令等に則った労使間ルールを適正に履行しているとは思いますが、知らないため。   |
| 38 | 庁舎内での組合活動や時間内の組合活動が直接的に市民の不利益につながる関係性の証明の情報が伝わってこない。賛否双方があるのはどのような問題でもありうるのではないかと、公務員も労働者であり、特に管理職ではない職員は労働条件の整理を組合に委ねる方法しか権利を主張できない現実があると考えます。 |
| 39 | よく知らないから  |
| 40 | 労使間の不適正な事案について、少なくとも目にしたことはないが、全くないかどうかはわからないため。  |
| 41 | 異動してきて、どの方が組合の執行委員とか組合活動がどのように行われているかわからないままなので   |
| 42 | 所属での組合活動の実態が把握しにくいいため。  |
| 43 | 組合活動を知らないため   |
| 44 | 労働組合等の活動内容について、詳細に把握していないため。  |
| 45 | 組合の新聞を勤務時間中に配布するのは組合活動でしょうか？また、脱退依頼等の連絡を庁内メールを用いて行うことは不適切でしょうか？線引きが難しいです。   |
| 46 | 確認をしているわけではないので、分かりません。   |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|    |  |
|----|--|
| 47 | わからない。   |
| 48 | 組合活動が行われているか見えにくくなっているため   |
| 49 | 労使関係についてあまり意識したことがなく、毎日の業務をこなすのに精一杯だから   |
| 50 | 組合活動に関しては特に問題ないと考えている。<br>一方、大阪マラソンの職員ボランティアの募集が、所属ごとに人数割り当てがなされている点は、ボランティアを強制しており適切とは言えない。業務として休日出勤または超過勤務として職員を充てるべきである。  |
| 51 | 特に関心がない  |
| 52 | 活動をいつやっているか把握していないため   |
| 53 | 勤務時間中に労組作成と思われるビラ等が配られたり、労組の会合が開催されている、といったような条例施行前によく見られた事象は全く見かけなくなった。そういう点では、条例が掲げる関係は構築された。<br>一方で、職場に組合員がいるのかどうかすら分からない状態であり、仮に職場に組合員がいないのであれば、冒頭のような事象は見かけなくて当然である。しかし職場に組合員がいなかったことが果たして「適正かつ健全な」労使関係なのかどうか、判断できないため。 |
| 54 | 私の周辺では最近ではその様な事例はないが、他ではどうなっているかわからないので  |
| 55 | 委員会や大会等、現在は時間外にのみ参集している。個人的な感覚だが、組合の事務所が庁舎外部になったのは不便であるし、労使の健全な関係か疑問に思う。   |
| 56 | かなり以前は、適正かつ健全とはいえないように認識していたが、近年は、問題視される声もあまり聞かず、おそらく改善されているのではないかと想像する。   |
| 57 | 組合が必要以上に弱体化し形骸化しているように感じる。<br>こうしたことは、不当労働行為に近い部分もあるように感じる。<br>もちろん組合側にも批判されるべき点は多々あり、改めるべき部分は何とかして欲しいものだが、市側にも本来の健全な労使関係を築けるよう、適切な対応をお願いしたい。  |
| 58 | 組合員でないため   |
| 59 | 組合活動が不透明であるため  |
| 60 | 組合活動について、活動内容を全く把握していないため、わからないとしています。   |
| 61 | 時間中の組合活動が無いのは明確になったと思います。<br>私の採用時には「組合に入らないと昇進できない」という暗黙のルールがありました。<br>今はどうなのかわかりづらく、組合を抜きたいと考えているが、今後の異動や昇進のことを考えると抜けられずにいます。  |
| 62 | 職務中組合活動なのかどうかは、わからない   |
| 63 | いつ、どんな組合活動が行われているか把握しておらず勤務時間中に組合活動を行っていないか確認することができないため。  |
| 64 | 勤務中に行っているかどうかを確認する術がないため、少なくとも自分の周りでそのようなことは行われていないと思います。  |
| 65 | 組合に所属していない   |
| 66 | 組合活動について、まだよく理解できていないため  |
| 67 | 自職場以外の労使間実態は分からないから。   |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|    |   |
|----|---|
| 68 | 組合活動に携わっていないため  |
| 69 | 組合員を守ってくれない。組合役員は昇進している   |
| 70 | 支部は3階にあり、別階の私どもでは動きが分からない。  |
| 71 | 組合活動がほとんどなく、どうしているのかわからない   |
| 72 | 非組合員のため   |
| 73 | 労働組合員でないこともあり、組合の活動内容等が不明のため。   |
| 74 | 現所属における労働組合側の活動状況もわからないが、交渉しているであろう内容についてもHPで容易に確認できないため。   |
| 75 | 現在、自分の周辺で組合活動を行っている人を知らない。  |
| 76 | 使用者側が適正でも健全でもない労使関係を強要しているように感じる。特に感じられることは、懲戒等の重さにばらつきがあり、公正さが感じられない。  |
| 77 | バランスが悪いと感じる   |
| 78 | 組合活動についてまったく関知していないから   |
| 79 | 組合に加入していないため。   |
| 80 | そもそも、そういう活動をしている人を見たことがないし、勤務時間内等で隠れてしているのかもわからない。しかし、労使間ルールを厳守すると、組合から職員への集会参加依頼にしても職員が帰宅する、個々のスケジュールを割いてまで赴くのは不本意となってしまう、そういうこともやはり勤務時間帯での集会参加を希望したくなることもあるだろう。わざわざ年休、時間給、とお互いに犠牲を払ってまでやる価値があるのか？となると、今の規則は今の時代に合っていないのではないかと疑問すら感じる。適正かつ健全な労使関係を求めるのならば、組合と職員、お互いに納得できて参加しやすい、今の時代に合わせた活動を模索するべきだと思う。誰からも姿が見えて、はっきりと明確な意思を示し、職員の意思を反映する組合がなければ、労使の意味もないと思うが。 |
| 81 | 事業所の支部体制が崩壊しており、目立った組合活動そのものが行われていないから。   |
| 82 | わからないため質問1の回答としています。  |
| 83 | 現在の大阪市職員労働組合は名前だけで活動していないのでは？   |
| 84 | 組合活動の現況を承知していない   |
| 85 | 組合活動に関与していないから  |
| 86 | どこからどこまでの状態が適正と健全なのかが解らないから   |
| 87 | 適正かつ健全でない関係を把握しているわけではないが、それらが全くないと言い切ることができないため。   |
| 88 | 個人的には、認められない組合活動が現在も続いている気がするが、それを見たわけではないし完全に無くなったことを確認した訳でもないの、分かりません。  |
| 89 | 健全かどうか知る機会がない   |
| 90 | 他の職員がどんな仕事をしているかわからないから   |
| 91 | 組合非加入のため  |
| 92 | 組合員でないため活動になじみがない。  |
| 93 | よく存じあげていませんので。  |
| 94 | 回答するだけの情報がない  |
| 95 | 組合活動を見るような機会がない   |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|     |  |
|-----|--|
| 96  | 組合役員が活動している状況を知らないため   |
| 97  | 大阪市職は、そうだと思いますが、教育に異動したため、学校事務職員と教員の方は情報を持ち合わせておりません。  |
| 98  | 所属と組合のやり取りや交渉等について、双方からなにも経過や状況の報告がないため、わからない。   |
| 99  | 直接組合活動にかかわっていないため「わからない」としました。   |
| 100 | 意味を理解できませんでした。申し訳ございません。   |
| 101 | 組合が機能していない   |
| 102 | 勤務時間中の認められない組合活動や、許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動はなくなったが、任命権者側の適正かつ健全な労使関係の確保がなされているのか把握する術がない。   |
| 103 | 現在労働組合から脱退しており、状況が不明であるため。   |
| 104 | 非組合員のため、組合活動にあまり興味を持つことがない。又は意識して気にしたことがない。  |
| 105 | 見たことがないので、健全だと思われるが、知らないところでやってるかもしれないから   |
| 106 | 非組合員のため  |
| 107 | 組合活動は目立たなくなったようだが、組合活動による恩恵のようなものが感じられない。自分の中で組合活動の意義がわからなくなりつつある。   |
| 108 | 組合加入しておらず、組合の活動状況を知らないため。  |
| 109 | 組合活動をしていない   |
| 110 | 組合活動そのものについては適正に行われているものと考えているが、活動する役員、組合員については半ば強制的なものであり、積極的、自主的なものとはとても言えず、組合員離れが進んでいるのが現状であると感じる。  |
| 111 | 労働組合に加入していないため。  |
| 112 | 「勤務時間中の認められない組合活動」中の認める・認めないや、「許可を得ることなく庁舎内の会議室において組合活動」中の許可・許可の基準が適正なのか、不明。   |
| 113 | 組合に加入していないため、現状の活動状況等を把握できていないため。  |
| 114 | どこでどんな活動をしているかわからない。活動や組合費の報告等も一切ない。   |
| 115 | 組合の活動が以前に比べ見えなくなっているため適正なのかどうかすらもわからなくなってしまった  |
| 116 | 自分が調査をしたことがないから  |
| 117 | 結果的に組合の組織力が弱体化しているため、労使関係が対等になっていないように思います。<br>最低限の組合活動については、時間内でも認めるべきだと思います。   |
| 118 | この間の組合に対する圧力により、各支部が機能しておらず、また組合員の減少により、使用者の力が圧倒的となっているため、この状況が真に適正かつ健全なのか判断できない。  |
| 119 | 組合に所属しておらず、関与することがあまりないため。<br>ただし、職場によっては資料配布等を勤務時間中に行い、監督者に注意されている場面も見た。しかし基本的に<br>時間中に会議が行われる等は見たことがないため適切に行われているように思われる。過去がどのようなであったが不明だが、時間中に恒常的に組合活動が行われることはほぼなくなったのでは。 |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|     |   |
|-----|---|
| 120 | <p>現行の法令等に則った労使間ルールが適正に運用されていると考えるが、勤務時間中の組合活動や庁舎内の組合活動の適用範囲が非常に厳しく、結果として労働組合運動の低下、組織率の大きな要因になっている。</p> <p>その意味において、健全な関係にあるとは考えにくい。</p>  |
| 121 | <p>自身のまわりにおいては不適正な事案はまったく見られないが、大阪市としてどの部署も適正化が図られているかどうかは判断できません。なんの根拠もないですが、一部にはまだ不適正な事案も残っているのではないかとこの疑念があります。</p>   |
| 122 | <p>コロナ禍もあって支部の組合活動が皆無であると感じるため。</p>   |
| 123 | <p>上記の記事が初耳であるため、先に不適切な事実自体があったのかどうか知ったうえでないと回答できない。</p>  |
| 124 | <p>労働組合に加入していないため。</p>  |
| 125 | <p>大阪市と市職との間の現在の状況が「適正かつ健全な労使関係」であるのか？については、正直、わかりませんし納得しかねる部分も有ります。</p> <p>元市長である橋下氏により権力を振りかざされ組合が骨抜きにされてしまったイメージも有ります。</p> <p>それでなくても現在の「大阪市」はブラック起業化していると思っていますので、<br/>(特に生活保護業務！)</p> <p>本来必要な交渉がなされているのかどうかも、それにキチンと応じていただけているのかも疑問です、</p> <p>また、正直、現在どのように労使で交渉を行っているのかよくわからないので「わかりません。」と答えました。</p> |
| 126 | <p>適正かつ健全な労使関係について、日常業務の中で適切か否かを判断できる材料・状況がないため。</p>  |
| 127 | <p>不適正な事案を見かけたことなどは無いが、見かけないということだけで適正かつ健全な関係が構築されているという判断が出来るものなのかがわからないから。</p>  |
| 128 | <p>何も知らないから。</p>  |
| 129 | <p>現在の部署においては、労働組合の活動が見えない、役員が誰なのかも知らない状況である。</p>   |
| 130 | <p>周囲ではでは特に問題がある事例は確認していない</p>  |
| 131 | <p>交通局のような状態は、所属局には以前からなかったと感じている。</p>  |
| 132 | <p>職員組合の活動について知る機会や接する機会が全くなく、活動が行われているかどうかよく分からないため。</p> <p>また使用者である大阪市が職員組合の適切かつ健全な活動に資するためにどのような便宜等を提供しているのかも全く分からず、具体的にどのような労使関係が構築されているのかよく分からないため。</p>  |
| 133 | <p>確認していないのでわからない</p>   |
| 134 | <p>労使関係の情報がないから</p>   |
| 135 | <p>知る機会がない。</p>   |
| 136 | <p>そういった場面を見たことはないが、行われていないとの確証もないため</p>  |
| 137 | <p>活動内容を直接見ておらず、知らないことをテキトウに答えられないため。</p>   |
| 138 | <p>関わっていないので不明。</p>   |
| 139 | <p>現在の組合活動の状況を詳しく知らないため</p>   |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|     |   |
|-----|---|
| 140 | 当局の意向をくんだものになっており、これが「適正かつ健全」にあたるかは疑問。「市政に対する市民の信頼」は他でも確保できるものである。  |
| 141 | 組合活動に参加してないため   |
| 142 | 何年も労働組合と接触する機会もなく、また、組合活動自体、ここ数年目の当りにしないため、どうなっているのかすらわからないので。  |
| 143 | 労働組合が機能しているのかよくわからないから。   |
| 144 | 法令等に則った労使間ルールを適正に履行されていると思われるが、健全な関係であるかどうかは判断できない。   |
| 145 | 勤務時間中の認められない組合活動の詳しい定義を知りたい。組合系の回覧が業務時間中に回ってくることもあるが（熟読せずチェックだけして回す程度）、それも違反になるのか？よく分からない。  |
| 146 | 何が正しいのか、それが健全な労使関係につながるのか、わからない。  |
| 147 | 職場では全く市職も市従も活動していない。  |
| 148 | 不適正な事案については、当時の状況からすると解消されているのではないかと認識していますが、一方で健全な状態かであるかについてはわかりません。  |
| 149 | 質問の意図がわからないから   |
| 150 | 確かに、コンプライアンス視点で捉えれば、上記定義のとおり適正と言えるのかも知れないが、見方を変えると労働者側が一方向的に排除されているようにも感じるので、どちらとも言えない。   |
| 151 | 労使間の不適正な事案があるとは思わないが、組織率の低下等により労働組合活動が低迷しており、労働条件の交渉や市政に対する意見交換などにより、使用者側が組合員の意見を的確に把握することができているのかがわからないから。                           |
| 152 | 労使協議の有無も含めて、労使間の動きがほとんどわからないため。   |
| 153 | 労使間の不適正な事案は解消されたが、組合活動が大きく縮小されてしまったことに職員として不満を感じるため。  |
| 154 | 労働組合活動が行われていない  |
| 155 | 管理運営事項を理由に必要な協議がなされていないように思う。   |
| 156 | 組合員ではない   |
| 157 | 過去の不適切な異常な労使関係がなくなった事については、適正な面がある一方、これは労働組合自体の問題でもあるが、不適切な活動に寄りかかりすぎていた体質であったため、労働者の声を吸い上げる活動について、ほぼ機能していない状態であることは、健全な労使関係とは言えないため。 |
| 158 | 組合員ではないので。  |
| 159 | 自身の職場からは労使関係が全く見えないため   |
| 160 | 職場（区役所）の組合がなくなりそうです   |
| 161 | 労働組合の活動が見えないので適正に行われているかがわかりません。  |
| 162 | 組合が市を訴えたように記憶していますが、判決はどうだったかな？   |
| 163 | あまりピンと来ない。  |
| 164 | 再任用である立場なので労使関係の情報が入ってこないから   |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|     |  |
|-----|--|
| 165 | 現在、組合と関わるような業務に従事していないため。また、市民の信頼を確保できたかどうかを判断する材料がない。   |
| 166 | 組合員ではないため  |
| 167 | 組合員でないため組合活動も知らない  |
| 168 | 労使関係について入庁依頼説明を受けたこともなく、何も知らないため。  |
| 169 | 直接組合と接することがないため適正な労使関係か不明であるかわからないが、いまだに（3文字削除）組合の（3文字削除）が、勤務時間中に（5文字削除）の幹部職員と事務フロア内で接触している姿を見かける。<br>労使交渉の項目が限られているため、職員団体が市民団体の名を借りて市民団単体との協議ルールのもとに要望を上げてくる。  |
| 170 | 状況が確認できない  |
| 171 | 組合活動に関わっていないのでわからない  |
| 172 | 勤務時間中に組合活動と思われる業務の電話対応を耳にすることがある。  |
| 173 | これまで組合側からの勤務労働条件などについて説明がされたとは聞き及んでいないため、そもそも活動をしているのか不明である。   |
| 174 | 長期間非組合員であり、組合交渉等に業務上出席する立場でもなく、労働組合とのかかわりがほとんどない。以上により「わからない」とした。  |
| 175 | 活動状況を見たことがない。  |
| 176 | 実際に目にも耳にもしていないし、共有もされていないから  |
| 177 | 4月に異動してきたため  |
| 178 | 良く分からないので  |
| 179 | 興味が無いので素人もしていない  |
| 180 | どのような労使関係を適正かつ健全とするのかの評価基準が不明瞭   |
| 181 | 直面していないから  |
| 182 | 詳しい内容がわからない  |
| 183 | 組合員ではないため。   |
| 184 | 労働組合に所属していないため、分からない。ただし、職場にて所属していないのは自分だけであり、「組合に入っている者は守ってやる」などの発言を、職場内で勤務時間内に耳にしているため、適正に活動しているかは疑問である。さらに、そのような活動があるにもかかわらず、一方的かつ突然の職務のルール変更などが頻繁に起きており、職場の混乱は日々起きている。このようなことが平然と起こる職場では、市民サービスへのしわ寄せになる可能性もあるだろう。 |
| 185 | 組合活動自体がなされているのか、目に見えないため   |
| 186 | 現在の職場があまり組合活動等に関わる機会がなく、実情が良く分からないため。  |
| 187 | わからないから  |
| 188 | 組合に属しておらず活動状況が全く分からない。また、業務上の関係も希薄なため最低限の動きのみしか見えないため、適正かつ健全な関係の評価ができない。   |
| 189 | 目撃はしていないがそういった状態かどうか判断できない。  |
| 190 | いつどのような活動を行っているのか、私自身があまり理解できていない。   |

「わからない。」を選択した職員の自由意見

|     |  |
|-----|--|
| 191 | 適正かつ健全な関係が構築されていると思われるが、組合と関わっているわけではないため、実質のところはわからない。  |
| 192 | 組合に加入こそしているが、特段組合の配布物等に目を通すことも見聞きすることもなく、ほとんど活動内容については把握していないから。   |
| 193 | 勤務時間中の組合活動や、庁舎内の会議室における組合活動は行っていないが、その他の労使関係が適切かどうかはわからない。   |
| 194 | 人員が少なすぎて、業務も組合活動もまともにできる状態にないように感じるため。   |
| 195 | なにをしているのか全くわからない。  |
| 196 | 勤務時間中の組合活動はまだ理解できるが、庁舎内から事務所を退去させたのはやり過ぎだと思う。  |
| 197 | 現在、組合活動に参加していると言い難い状況にあり、周りがどのような活動をしているかも組合の新聞からの情報提供以外に知りようがないため判断できない。  |
| 198 | 勤務場所が出先であり、組合の執行委員がいないため。  |
| 199 | 情報不足   |
| 200 | 組合に所属していないため、会議室の使用状況や活動内容について把握していないから。   |
| 201 | 大阪市全体の状況意を把握していないため  |
| 202 | 組合活動の内容が見えない。（勤務時間中にしていることがないということと思われる）   |
| 203 | <p>たしかに以前は時間内に政治活動や「過度」な組合活動が公然と行われ、上司や所属も黙認してきた歴史はあると思います。それが設問の定義にある「不適切な事案」であるとしたならば、現在は「不適切な事案」は存在しないと思います。</p> <p>ただ現在の組合は、聞くところによれば、資料の保管場所もなく、会議室の利用もできないようで、活動環境が極端に悪くなっていると感じます。そんな環境で本当に私たちの働く環境が守られているのか不安になります。組合が十分に活動できないせいか、個人・組織を問わず、労働条件をないがしろにするような振る舞いをする管理職も多くいます。</p> <p>働く者の代表が虐げられるこんな環境では市民サービスの向上は望めません。</p> <p>以前のように戻るのはダメですが、もう少し組合にやさしくなる必要があると思います。</p> <p>時間内に私たちの労働条件を口に出すこともはばかれるような気がしています。一方、管理職はゴルフや趣味の話大声でしています。組合の皆さんがみんなの労働条件について話すことは禁じられ、管理職のしょうもない話が堂々と庁内に響き渡る。これが市側の言う「風通しの良い職場」なのでしょうか。</p> <p>以前は組合側が原因で「適切かつ健全な関係」でなかったかもしれませんが、今は市側に原因があることで「適切かつ健全な関係」とはなっていない感じがします。</p> <p>働く者がいきいきと仕事ができ、本当の意味での「風通しの良い」職場となるよう、組合の人とよく話し合うことが大切だと思います。</p> |
| 204 | 労使関係について、よくわからない。  |